

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大河原町長 齋 清志

市町村名 (市町村コード)	大河原町 (04321)
地域名 (地域内農業集落名)	大河原町 (小山田,福田,橋本,小島,新田町,本町,中町,上町,尾形丁,西原,中島,上谷,上大谷,堤1,堤2,湯尻,新開,新寺,金ヶ瀬1,金ヶ瀬2,金ヶ瀬3,金ヶ瀬4,金ヶ瀬5,金ヶ瀬6)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町農業者は高齢化が進んでおり、兼業農家も多い。また、金ヶ瀬地区においては、平成14年にほ場整備事業が完了しているが、他地区においては1反区画の水田がほとんどである。認定農業者においては、水稻を中心とし、野菜等を組み合わせた複合経営を行っている者が多い。転作については、集団転作組合を母体として設立した農事組合法人を中心に、大豆・麦・飼料用米の作付が行われている。高い生産力と、省力化を両立できるような効率的な農業を行えるようにするため、農地の担い手への集積・集約化が求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高齢化による農地の担い手の減少が見込まれる中でも、利用できる農地を将来世代へつないでいくために、集落営農組織の設立を目指す。また、優良な農地を整備するため、ほ場整備事業を推進し、水稻や高収益作物により、担い手の所得向上を図る。大区画化された農地におけるスマート農業の導入は、現在よりもさらなる農業の効率化が図れることから、スマート農業に係る設備投資について、積極的に行っていく。町木である梅の生産に加え、新たな町特産物の生産により、担い手の所得向上と、町全体のブランド力向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	432 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	432 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域をこれに位置付ける。
認定農業者が施設園芸を営農する範囲及びその周辺農地の農業振興地域白地地域をこれに位置付ける。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者が集積・集約化を担っていくほか、集落営農組織の設立及び法人化により集積・集約化を促進していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者が農地を貸し付ける際は原則として機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
ほ場整備事業可能地区が町内に5地区想定され、うち金ヶ瀬地区はほ場整備済みである。 金ヶ瀬西地区：国の事業採択がなされ、令和8年度より工事が開始される。 大河原西地区：令和7年6月に宮城県へ受託申請を行い、令和8年度より4年間の土地改良事業等調査及び計画が行われることとなり、令和12年度の国事業採択を目指している。 大谷地区：令和6年9月に将来に渡って持続可能な営農を検討する会が、令和7年7月にほ場整備推進委員会が設立され、将来の事業採択を目指している。 大河原中部地区：地元にてほ場整備に向けた議論が行われている。 ほ場整備事業が事業化されている地区においては、多面的機能組織が農地・水路・農道の資源保全活動を行っている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者の多様な経営ニーズに応えられるような取組をしていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の実状に合わせ、各種支援サービスの活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①有害鳥獣駆除隊等により、ワナを設置する。山手の地域では、地区農家組合により、ワイヤーメッシュ柵を設置するなど追い払い策を講じる。 ③スマート農業導入の取組を推進し、ICT技術及び省力化による農業の効率化や農業所得向上に努める。 ⑧近年の災害の増加に対応するため、農業用施設を対象としたパトロールを実施し、災害への備えとしている。				